

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年一月十九日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字岩沢百二十一、百二十二、百三十一、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四の各一部並びに百二十一、百二十二、百三十八、百三十九、百四十一、百四十二及び百四十三の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二百二十一・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

	指定番号		
	指定に係る道路の種類		
	指定の年月日		
<p>埼玉県飯能市大字岩沢三百三十四―一及び三百三十四―二十一の各一部並びに三百三十四―一及び三百三十四―二十一の各先</p>	<p>埼玉県飯能市大字岩沢五百二十九―七、五百三十三及び五百四十六―二並びに五百二十九―三の一部並びに五百二十九―三、五百二十九―七、五百三十一―十三及び五百四十六―二の各先</p>	<p>十一、百二十一―一、百二十一―二、百二十五―二、百二十五―六、百三十八―六、百三十八―十二、七百七十九―十四、七百八十一―六、七百八十一―七及び七百八十二―三の各先</p>	指定に係る道路の位置
<p>四十七・八</p>	<p>四十八・〇</p>		指定に係る道路の延長 (単位メートル)
<p>四・〇</p>	<p>四・〇</p>		指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号				
	指定に係る道路の種類				
	指定の年月日				
<p>埼玉県飯能市大字岩沢百十八―二及び百十九―二並びに百十九―三、百十九―四、百二十一―一及び百二十一―二の各一部並びに百十八―二、百十九―二及び百二十一―二の各先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>	<p>二十九・二</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>	<p>五・〇</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>
<p>埼玉県飯能市大字岩沢百十八―一、百十八―六、百十九―一、百十九―四、百二十二―一、百二十二―二、百二十三―二、百二十三―四、百二十四―一及び百二十四―二の各一部並びに百二十三―二及び百二十四―二の各先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>	<p>九十・四</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>	<p>五・〇</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>
<p>埼玉県飯能市大字双柳六十一―二、六十二―二及び六十三―二の各一部並びに六十一―二、六十二―二及び六十三―二の各先 埼玉県飯能市大字岩沢百二十三―二の一部並びに百二十三―二の先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>	<p>四十三・〇</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>	<p>六・〇</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
<p>埼玉県飯能市大字岩沢四百六十七―二、四百六十七―三、四百六十七―八、四百六十七―九、五百十三―二、五百十三―三、五百十三―四、五百十三―五及び五百十三―七の各一部並びに四百六十七―二、四百六十七―三、四百六十七―八、四百六十七―九、五百十三―二、五百十三―三、五百十三―四、五百十三―五及び五百十三―七の各先</p>	指定に係る道路の位置
三十七・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
九・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)